

庶務報告No. 4
都 市 整 備 部
令和5年12月11日

## 立石駅北口地区の街づくりについて

立石駅北街づくり担当課

### 1 立石駅北口地区第一種市街地再開発事業

#### (1) 工事期間の変更

立石駅北口地区第一種市街地再開発事業については、9月1日から解体工事が進められているが、並行して実施している調査の結果、アスベストを含有する建材や施設建築物の施工等に支障となる既存建築物の基礎杭が確認されたため、これらの対応に時間を要することから解体工事の期間を変更する必要が生じた。

また、京成電鉄株式会社との鉄道近接施工協議により、京成押上線の線路に影響を与えないような施工方法に変更することに伴い、建築工事の期間を変更する必要が生じたためこれを報告するもの。

#### ア 変更の要因

##### ・アスベストの除去（8か月延伸）

地区内建築物の約9割（106棟のうち96棟）からアスベストを含有する建材の使用が確認され、この除去に時間を要するため。

##### ・支障杭の撤去（6か月延伸）

施設建築物の基礎工事や道路の整備に支障となる既存建築物の基礎杭が確認され、この撤去に時間を要するため。

##### ・鉄道近接施工の影響（3か月延伸）

京成電鉄株式会社との協議により、施設建築物の地下躯体の施工のための山留め工事について、京成押上線の線路に影響を与えないように施工方法を見直したため。

イ 変更する期間

解体工事

変更前 令和5年9月1日から令和6年5月31日まで

変更後 令和5年9月1日から令和7年7月31日まで（14か月延伸）

建築工事

変更前 令和6年6月から令和10年10月まで

変更後 令和7年8月から令和12年3月まで（3か月延伸）

解体工事及び建築工事の期間を計17か月（1年5か月）延伸する。

立石駅北口地区第一種市街地再開発事業 工事スケジュール

【資料1】

